



会長	副会長		庶務理事	会計理事	事務局長
次長	課長	課長代理	係長	担当	受付

日医発第1292号(健Ⅱ)  
令和6年10月24日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事  
渡辺 弘 司  
(公印省略)

令和6年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の  
実施について（協力依頼）

今般、こども家庭庁より、令和6年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の実施について、周知、協力方依頼がありました。

こどもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で解決すべき重要な課題となっていることから、本キャンペーンは、厚生労働省における児童虐待防止推進月間の取組を継承し、別添『令和6年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」実施要綱』に基づき、11月の「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして、こども家庭庁が実施するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご理解いただき、児童虐待防止のための広報・啓発等の各種取組に対して協力をお願いするとともに、郡市区医師会及び会員への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

また、令和6年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の標語『189(いちはやく) 気づいてあげて そのサイン』の周知および普及啓発ポスター、リーフレット等をお送りいたしますので、幅広くご活用いただきますようお願い申し上げます。

【こども家庭庁ホームページ】

- ・こども虐待防止メインサイト <https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/>
- ・全国フォーラム <https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/forum2024/>

こ支虐第 384 号  
令和 6 年 10 月 4 日

各 児童虐待防止推進関係団体 代表者 殿

こども家庭庁支援局長  
(公 印 省 略)

令和 6 年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の実施について（協力依頼）

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、こどもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど深刻な状況が続いており、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省において、平成 16 年度から児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）が施行された 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、貴殿を始め多くの方々の御協力の下に、集中的な広報・啓発活動を行ってまいりました。この取組を引き継ぎ、こども家庭庁では、別添『令和 6 年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」実施要綱』に基づき、11 月の「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施することといたしますので、貴殿におかれましては児童虐待防止のための広報・啓発等の各種取組を積極的に実施していただくとともに、管内の関係機関、関係団体等への趣旨の周知、広報・啓発等の取組の積極的な実施等に関する協力依頼につきまして、格別の御配意をお願いします。

また、令和 6 年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」標語の募集につきましては、全国から 3,611 作品（有効応募総数）の応募があり、厳正な審査を行った結果、『189（いちはやく） 気づいてあげて そのサイン』に決定いたしましたので、併せて御報告します。

当該標語は、令和 6 年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の各種啓発事業等で幅広く活用することとしておりますが、貴殿並びに関係機関、関係団体等への標語の周知等に御配意を賜りますようお願い申し上げます。

# 令和6年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」実施要綱

## 1. 名 称

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

## 2. 趣 旨

児童相談所の児童虐待相談対応件数は依然として増加傾向にあり、こどもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たない。児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要課題である。

こども家庭庁では、毎年11月を「秋のこどもまんなか月間」と定め、こども・子育てにやさしい社会づくりのための各種取組を行うが、その一つとして「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、関係機関・団体等の協力を得て、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施するものである。

## 3. 基本方針

- (1) 児童虐待問題への国民の理解の浸透及び児童虐待防止に向けた国民的意識の高揚・定着
- (2) 地域社会に根ざした児童虐待防止に向けた取組の促進
- (3) 児童虐待防止に向けた取組における関係団体、関係機関、地域住民等の連携強化

## 4. 標 語

『 189 (いちはやく) 気づいてあげて そのサイン 』

福元 悠真さん(沖縄県)の作品

※ 全国公募により選定

## 5. 期 間

令和6年11月1日(金)から30日(土)まで

※ 実情に応じ、期間延長等の変更可。

## 6. 主 唱 者

こども家庭庁

## 7. 協力者

### (1) 関係府省庁・地方公共団体

内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、最高裁判所、都道府県、市区町村

### (2) 関係団体等

(一社) 全国認定こども園連絡協議会	(特非) 児童虐待防止全国ネットワーク
(一社) 全国病児保育協議会	(特非) 全国小規模保育協議会
(一社) 日本こども育成協議会	(特非) 全国認定こども園協会
(一社) 日本子ども虐待防止学会	(特非) チャイルドライン支援センター
(一社) 日本臨床心理士会	(特非) 日本法医学会
(一社) 日本心理学諸学会連合	(特非) 日本ソーシャルワーカー協会
(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟	(特非) 子どもNPO・子ども劇場全国センター
(一社) 日本公認心理師養成機関連盟	日本子どもの虐待防止民間ネットワーク
(一社) 日本公認心理師協会	子どもの虹情報研修センター
(一財) 児童健全育成推進財団	全国学童保育連絡協議会
(公財) 西日本こども研修センターあかし	全国高等学校長協会
(公財) SBI 子ども希望財団	全国国公立幼稚園・こども園長会
(公財) 全国里親会	全国児童家庭支援センター協議会
(公財) 日本臨床心理士資格認定協会	全国児童自立支援施設協議会
(公社) 全国私立保育連盟	全国児童相談所長会
(公社) 全国保育サービス協会	全国児童養護施設協議会
(公社) 全国幼児教育研究協会	全国児童心理治療施設協議会
(公社) 日本医師会	全国自立援助ホーム協議会
(公社) 日本看護協会	全国人権擁護委員連合会
(公社) 日本産婦人科医会	全国地域活動連絡協議会
(公社) 日本歯科医師会	全国乳児福祉協議会
(公社) 日本社会福祉士会	全国保育協議会
(公社) 日本小児科医会	全国保健師長会
(公社) 日本助産師会	全国保健所長会
(公社) 日本精神保健福祉士協会	全国母子生活支援施設協議会
(公社) 日本PTA全国協議会	全国民生委員児童委員連合会
(公社) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	全国養護教諭連絡協議会
(公社) 日本医療ソーシャルワーカー協会	全国連合小学校長会
(公社) 日本心理学会	全日本私立幼稚園連合会
(福) 子どもの虐待防止センター	全日本中学校長会
(福) 全国社会福祉協議会	日本私立小学校連合会
(福) 日本保育協会	日本私立中学高等学校連合会
(福) 恩賜財団母子愛育会愛育研究所	日本弁護士連合会
(特非) 家庭的保育全国連絡協議会	日本臨床心理士養成大学院協議会
(特非) 子育てひろば全国連絡協議会	公認心理師制度推進連盟

## 8. 令和6年度における取組

国、地方公共団体、関係団体等が以下のような取組を実施することにより、児童虐待防止への意識の高揚・定着を図るとともに、自主的な児童虐待防止に向けた取組を促進し、各関係団体、関係機関、地域住民等の連携の強化を図る。

### (1) 広報・啓発活動

- ・ ポスター、リーフレット等の広報媒体の作成、配布
- ・ テレビ、新聞、機関誌、広報誌、インターネット等を通じた広報啓発

### (2) シンポジウム、講演会、研修会、会議、展示会等の開催

- ・ 児童虐待問題への理解、児童虐待防止対策の重要性の周知等を目的としたシンポジウム、講演会、研修会、会議、展示会等の開催
- ・ 関係機関がより一層連携を図り、児童虐待防止を推進することを目的とした連絡会・研修会等の開催

### (3) その他、上記2の趣旨にふさわしい取組の実施

- ・ 行政機関の庁舎、関係団体の施設等を活用した広報・啓発の実施
- ・ 電話やSNS相談等の相談援助活動の実施 等

「かも」でもいいんです。



気になったら **189** に電話しよう!



児童相談所 虐待対応ダイヤル

イ チ ハ ヤ ク



通話無料 匿名可能 秘密厳守

**189**

親子を救うプロがいます。

※連絡内容をもとに支援の有無も含め判断します



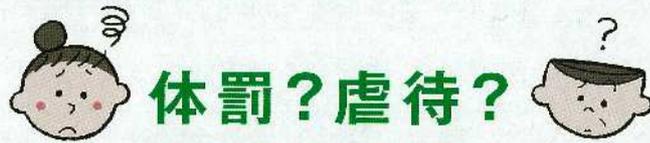
子ども虐待防止 オレンジリボン運動

こどもまんま

こども家庭庁

子育ての悩みには / 親子のための相談LINE





# 体罰？虐待？

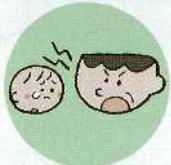
## どうすればいいの?!こどものしつけ

### 体罰や暴言はどうして絶対NG?

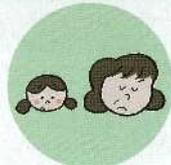
子育てをしていると思わず怒鳴ってしまったり、手を出しそうになることがあるかもしれません。でもそれは、「どうしても時は暴力に頼っていい」という学びにつながったり、心身の成長や発達にさまざまな悪影響が出る可能性があるとして科学的にも証明されています。体罰等によらない子育てを広め、すこやかな成長を社会全体で守っていきましょう。体罰は許されないこととして法律でも禁止されています。

### 心理的虐待ってなに？

体罰は暴力でこどもの身体を傷つけるもので、心理的虐待は暴言などでこどもの心に深い傷を負わせるものです。こども本人への暴言でなくとも、配偶者や家族に対する強い言葉などもこどもの心を傷つけ、発達に影響する可能性があります。



言葉で脅したり、脅迫すること



こどもを無視したり、拒否的な態度を示すこと



こどもの心や自尊心を傷つけるような言動をしたり、繰り返し言うこと



他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをすること



配偶者への暴力や暴言をこどもに見せること

### こんな時どうすればいいの?!

**Case 1**  
 いうことを聞いてくれないとき  
 「なんでいうこと聞かないの!」と怒る  
 ▼  
 「イヤな理由を教えて」「どうしたいの?」と気持ちをたずねてみる



**Case 2**  
 いつまでも片付けをしないとき  
 「ママに言いつけるからね!」  
 ▼  
 「お部屋をピカピカにしてママをびっくりさせちゃおう!」



**Case 3**  
 はやく動かないとき  
 「さっさとしなさい!!」と急かす  
 ▼  
 「何時ならできそうかな?」と相談したり、自分で決めさせてみる




親子のための

# 相談LINE



子育ての悩みには  
相談LINEが  
いいかも♪

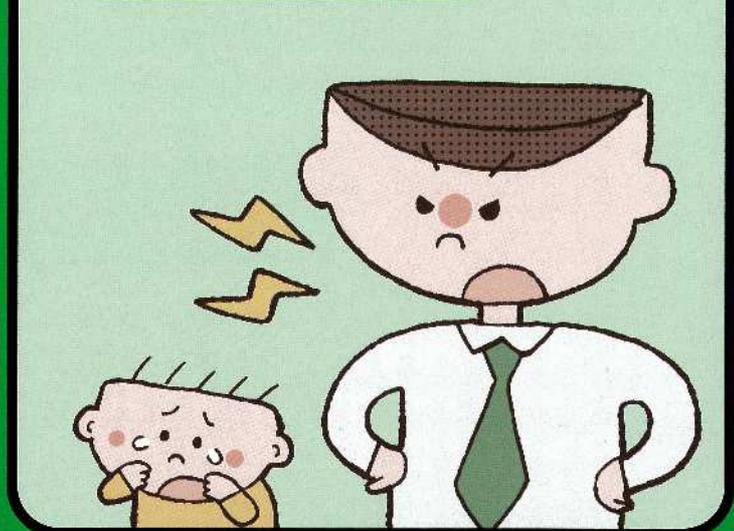
匿名可能 秘密厳守

親子を支える  
プロがいます。

子育てしんどい・・・  
もうガマンできないかも。



すぐイラッとしちゃう。  
子育て向いてないのかな・・・



＼ 親への悩みも相談LINE /

親が自分に厳しすぎる気がする  
私のことキライなのかな・・・



いうこと聞かなくて  
手がかりすぎる・・・!  
もしかして育てにくいタイプ・・・?



**カモン!** 親にも子にも  
やさしい社会



相談LINEに  
まずは登録



 子ども虐待防止  
オレンジリボン運動

こどもまんなか  
こども家庭庁



# 体罰？虐待？

## どうすればいいの?!こどものしつけ

### 体罰や暴言はどうして絶対NG?

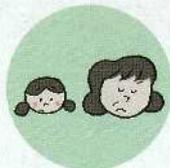
子育てをしていると思わず怒鳴ってしまったり、手を出しそうになることがあるかもしれません。でもそれは、「どうしても時は暴力に頼っていい」という学びにつながったり、心身の成長や発達にさまざまな悪影響が出る可能性があるとして科学的にも証明されています。体罰等によらない子育てを広め、すこやかな成長を社会全体で守っていきましょう。体罰は許されないこととして法律でも禁止されています。

### 心理的虐待ってなに？

体罰は暴力でこどもの身体を傷つけるもので、心理的虐待は暴言などでこどもの心に深い傷を負わせるものです。こども本人への暴言でなくとも、配偶者や家族に対する強い言葉などもこどもの心を傷つけ、発達に影響する可能性があります。



言葉で脅したり、脅迫すること



こどもを無視したり、拒否的な態度を示すこと



こどもの心や自尊心を傷つけるような言動をしたり、繰り返し言うこと



他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをすること



配偶者への暴力や暴言をこどもに見せること

### こんな時どうすればいいの?!

**Case1**  
 いうことを聞いてくれないとき  
 「なんでいうこと聞かないの!」と怒る  
 ▼  
 「イヤな理由を教えて」「どうしたいの?」と気持ちをたずねてみる



**Case2**  
 いつまでも片付けをしないとき  
 「ママに言いつけるからね!」  
 ▼  
 「お部屋をピカピカにしてママをびっくりさせちゃおう!」



**Case3**  
 はやく動かないとき  
 「さっさとしなさい!!」と急かす  
 ▼  
 「何時ならできそうかな?」と相談したり、自分で決めさせてみる




フツーにアイドルが好き

まあ、勉強もがんばりたい

家で  
お姉ちゃんのお世話もしてる

## ヤングケアラーって、 実はけっこう身近なのかも

フツーにサッカー好きだし

けっこうアニヲタ

あと、家族のために  
バイトしてるんだ

## 相談されたときにフツーに話せるように ヤングケアラーについて知っておきませんか？

いま中高生の約17人に1人が、ヤングケアラーとして学校生活を送っています。あなたの目の前にいる友達も、もしかしたら。わかってくれる人がいるだけで、心が軽くなる人がいます。



こどもまんなか  
こども家庭庁

ヤングケアラーのこと 🔍

## 意外と多い?中高生の約17人に1人がヤングケアラー

ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることも・若者」のこと。「お手伝い」との違いはその負担や責任の重さ。自分の時間を持たずに、友人関係や学校生活、進路などに影響が出てきてしまいます。幼いころからケアしている人、ある日突然ケアすることになった人、きっかけは人それぞれです。



約17人に1人



**CHECK** クラスに1~2人はいるかもしれないってことだね

## ”ケアするのが当たり前”と思っていることも

中高生のうち自分がヤングケアラーだと自覚している人は、2%程度。家族を手助けすることは「フツウのこと」や「ガマンすること」だと思っていることが多いそうです。「だれかに頼ってもいい」「自分は一人じゃない」と気づき、支援につながりやすくなるためにも、みんなでヤングケアラーについて知り、いつでも気軽に話せる状態がフツウになるといいですね。



**CHECK** 学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調が出始めたら無理をしているサインかも

※「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(令和3年3月)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

## 当事者インタビュー



「楽しい時間を過ごす」ことが  
友達からのありがたい  
サポートのひとつ

高橋唯さん

高次脳機能障害、片麻痺、  
アルコール依存症のお母さんの  
ケアを幼少期から続けている。

どんなケアをしていたの?

基本的には母の家事のやり直しです。母は自分なりに家事をしてくれましたが、肉が生でも気がつかずに食卓に並べたり、掃除をしようとして余計に汚してしまったりと、上手にできないことも多く、毎回やり直す必要がありました。

ヤングケアラーだと気づいたきっかけは?

大学3年生の時に言葉を知りましたが、自分のことは思いませんでした。その後、母が家の中で怪我をしたため、週末ごとに一人暮らしの家から実家に通う生活になった時に、「これはケアなのかも」と気が付きました。

学生時代に助けになったものは?

塾の存在です。家でのケアからも学校からも離れ、塾で過ごす時間があつたからこそ、「世界は学校と家だけじゃない」と思うことができました。

高橋さんにとって友達はどんな存在だった?

ずっと普通の友達で居続けてくれたのが嬉しかったです。好きなものについてのおしゃべりなど日々の友達との思い出が、今もケアの励みになっています。直接ケアの負担を取り除くことは難しいですが、「楽しい時間を一緒に過ごす」ということも大切なサポートだと思います。

家族を支えていることもたちにメッセージを

ぜひ周りの人に今の状況や、自分のやりたいことを伝えてくれたら嬉しいです。なかには「自分はそれほど大変じゃない」「自分はヤングケアラーだと言いたくない」という人もいます。無理に認める必要はないですが、ヤングケアラーという言葉を頼ってみると、メリットになることもあるかもしれません。自分に得がありそうな時にはうまく活用してみてください。

## もしも友達に「ヤングケアラーなのかも」と相談されたら

その友達の気持ちを想像しながら、あなたができることをやってみてください



寄り添って  
話を聞いてみる

むりに悩みを聞きだそうとしなくても、「大丈夫?」の一言だけで、きつと心は軽くなります。



信頼できる大人に  
一緒に相談に行く

勇気を出して、大人を頼ってみてください。力になりたいと思っている大人は、身の回りに必ずいます。



相談窓口を  
一緒に探してみる

頼り先として「相談窓口」という選択肢も。その友達の状況にあった適切な相談先があります。

**CHECK** いつも通りフツウに友達として接することが大切だよ

## ヤングケアラーとは？

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話など日常的に行っている子ども・若者のこと



### CHECK

令和5年6月、「ヤングケアラーは国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象」として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と子ども・若者育成支援推進法に明記されたよ

## 相談できる場所が増えています

学校(先生やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)や、都道府県の窓口、市区町村の子ども家庭センター、地域のヤングケアラー支援団体などに相談できます



※お住まいの地域によって窓口などの開設状況は異なります。

### CHECK

子どもたちが子どもたちらしい時間を過ごせるよう、社会全体で守っていくよ

<https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/>

ヤングケアラーのこと



こどもまんなか  
こども家庭庁